

税理士・司法書士・行政書士・ファイナンシャルプランナーに直接相談ができます！

# 相続無料相談会

2022 2/12 土

- ① 10:00～10:30
- ② 10:40～11:10
- ③ 11:20～11:50
- ④ 13:20～13:50



会場

## パティオちりゅう(知立市文化会館)

〒472-0026 愛知県知立市上重原町間瀬口116  
 駐車場:275台

- 名古屋鉄道名古屋本線「知立駅」より徒歩20分、タクシーで約10分
- 知立市ミニバスで約10分
- 国道23号線知立バイパス上重原I.C.より車で5分

予約

0120-79-3636

受付時間 平日/9:00～20:00・土日/9:00～17:00

※無料相談会は事前予約制です。ご希望の方はお早めにご予約下さい



## 身内を亡くされた方の一般的な相続手続きの流れ

身内を亡くされた方の相続に関する手続きは100種類以上あると言われています。自分は何をする必要があるのか、まずは相談しましょう。

財産<借金の場合には、相続放棄しなければ借金の返済義務を引き継ぐこととなります。放棄するには3か月以内に家庭裁判所で手続きが必要。3か月過ぎても何とかできるケースもありますので早めにご相談を！

相続登記を義務化する法律ができました！まだ施行はされていませんが、罰金が課されてしまいます。土地や建物を相続したら早めに名義変更を！相続した不動産を売却する場合にも名義変更は必須です。



年金のほかに駐車場収入やアパート収入があった方が亡くなると4か月以内に所得税の準確定申告が必要。また、亡くなった方が年金収入だけでも準確定申告が必要なケースや準確定申告をすると税金が返ってくることもあるので注意！

不動産・預貯金・株式・保険・退職金など亡くなった方が持っていた財産の合計が「3000万円+600万円×法定相続人の数」を超えている場合には10か月以内に相続税申告が必要です。財産の分け方や二次相続シミュレーションを行うと相続税を安くすることができます。

### 相続から10ヶ月以内に申告が必要

亡くなった方が所有していた財産の合計金額が **3,000万円+600万円×相続人の数** を超えている場合には相続開始から10か月以内に相続税申告と納税が必要です。

- 相続税がいくらくらい知りたい  
無料でシミュレーション実施中。固定資産税課税明細書(名寄帳)を持参してください。
- 税務調査に入られない申告をしたい  
相続税の税務調査に入られないためには書面添付制度を活用することが最も近道です。
- 土地の評価を減額して節税したい  
相続税の土地評価は依頼する税理士によって評価額が大きく異なります。
- 小規模宅地等の特例が使いたい  
配偶者、同居している親族だけ使えると言うわけではありません。
- 二次相続のシミュレーション  
どれだけ財産を相続すると相続税が最も安くなるのか戦略を練ることで節税が可能です。

### このようなご相談を解決してきました！

- 相続した土地の名義変更がしたい  
「亡くなった方の戸籍」「遺産分割協議書」「印鑑証明書」などが必要となります。また、相続登記をするためには法務局で「固定資産税評価額×0.4%」を納める必要があります。
- 相続人探しや戸籍取得を代行して欲しい  
司法書士や行政書士は職権で相続人調査(行方不明の相続人の調査や戸籍の代理取得)が可能です。また、法定相続情報一覧図の作成も可能です。
- 相続した不動産を売却したい  
不動産を売却して納税する方は多くいらっしゃいます。ただし、売り方によって税金上の特例を使えるか否かが変化するため、より税金がとられない方法をご提案します。
- 円満な財産分けの方法を知りたい  
遺産の分け方には「現物分割」「代償分割」「換価分割」という3種類があります。3種類の方法を上手に組み合わせることで平等で円満な遺産分割を行うことができます。
- 相続人に未成年の子供がいる  
未成年者が相続人になった場合には「特別代理人の選任」が必要です。